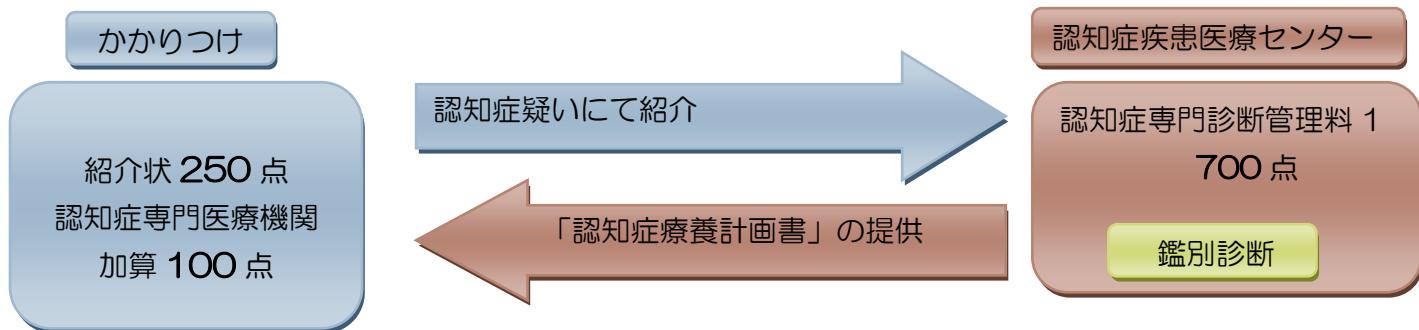


## ～認知症疾患医療連携のしくみについて～

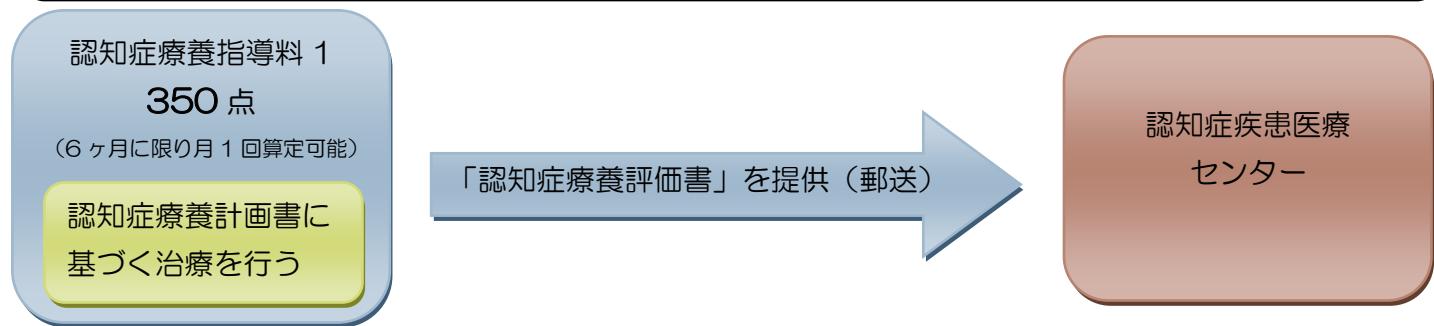
当認知症疾患医療センターは、認知症の鑑別診断、身体合併症や周辺症状への対応、専門医療相談等を行っています。ご心配な患者さまがいらっしゃいましたらご相談下さい。

### かかりつけ医と認知症疾患医療センターの連携と連携に係わる診療報酬

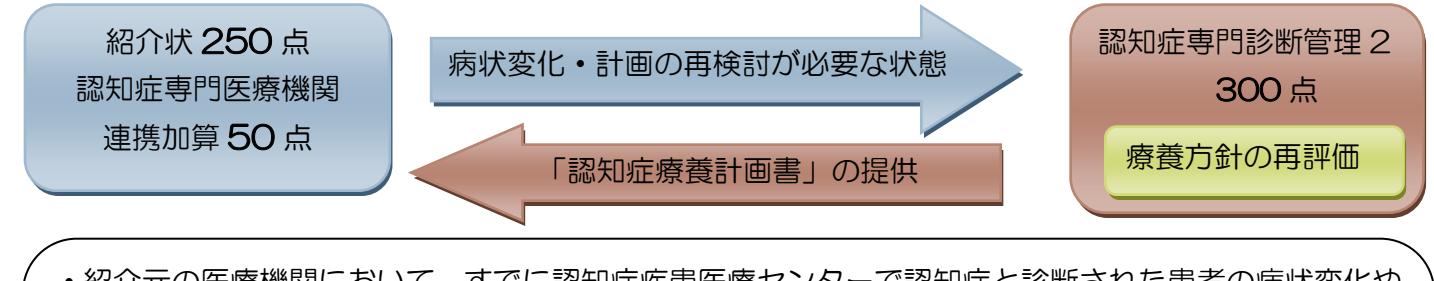
#### 【認知症が疑われた場合】



- 紹介元の医療機関において、認知症疑いの患者を認知症疾患医療センターに紹介した場合、診療情報提供料（250 点）に加え、認知症専門医療診断加算（100 点）が算定できます。



- 紹介元の医療機関において、認知症疾患医療センターからの認知症療養計画書に基づき治療を行い、認知症疾患医療センターに診療情報を文書で提供した場合、認知症療養指導料（350 点・治療を始めた月から 6 ヶ月に限り、月 1 回算定可能）を算定できます。
- 認知症療養指導料の算定に必要な診療情報の提供については、認知症療養評価書をダウンロードしてご利用下さい。



- 紹介元の医療機関において、すでに認知症疾患医療センターで認知症と診断された患者の病状変化や計画の再検討が必要な場合、情報提供書料（250 点）に加え、認知症専門医療機関連携加算（50 点）を算定できます。
- 病状変化・計画の再検討をした場合、認知症療養計画書の再作成で、認知症療養指導料はリセットされ、再作成のちそれをもとに治療開始した時点から 6 ヶ月間となります。
- 再受診の場合、事前に連絡をお願いします。